

感染予防対策期における地域の祭り等の開催 にかかる留意事項について

令和2年6月22日
香川県新型コロナウイルス対策本部

感染予防対策期（令和2年6月1日以降）における地域の祭り等の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」（令和2年6月1日香川県新型コロナウイルス対策本部会議資料）のとおり、「特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可」としているところですが、開催の検討に当たっては、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

記

1 「特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるもの」の解釈について

「特定の地域」とは、基本的には市町単位であり、最大でも県内からの来場を上限とするものであること、また、「人数を管理できるもの」とは、これまでの開催実績等から参加者をおおよそ把握することができ、かつ、人と人との距離を十分に（できるだけ2メートル）確保できるよう参加人数を管理できるものであることを示したものです。

2 感染防止策の徹底について

発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等の適切な感染防止策を講じてください。

また、屋台、露店等を出店する事業者に対しても、従業員の体調確認、発熱や感冒症状がある者の従事制限、客の列間隔の確保、手指の消毒、マスクの着用、手や口が触れるようなものの洗浄・消毒、対面時の飛沫防止等の適切な感染防止策の徹底を図るよう周知してください。

3 太鼓台等の運行及び獅子舞の演舞等について

神賑行事としての太鼓台、ちょうさ、だんじり等の運行及び獅子舞の演舞等においても、上記1及び2について十分に留意してください。

特に、太鼓台等を大勢でかきあげるなどの行為は、密集・密接が避けられないことから、上記1及び2に対応することが困難な場合は、本年の実施を控えることも含めて、慎重に検討してください。

また、獅子舞について、本年の実施に当たっては、油単をかぶった状態での演者どうしの密接をできるだけ避けるよう、演舞時間の短縮や演舞方法の見直し、工夫について検討してください。